

瀬戸内海環境保全知事・市長会議 からの意見表明

資料
2-1



平成23年12月19日
瀬戸内海環境保全知事・市長会議
(事務局:兵庫県環境管理局)

1 瀬戸内海環境保全知事・市長会議概要

高度経済成長期に水質汚濁が進み、“瀕死の海”と呼ばれた瀬戸内海の水質の改善をはじめとする環境の保全を推進するため、兵庫、広島、香川の



3県の知事の提唱により、昭和46年7月14日に設立された団体です。

第1回総会(昭和46年7月14日)

構成自治体(13府県20市)

- 13府県：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県
- 7政令市：京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市
- 13中核市：高槻市、東大阪市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、大分市

2 知事・市長会議のこれまでの主な取組と成果

① 瀬戸内海環境保全のための特別立法を要望

② 瀬戸内海の環境保全対策の推進を要望

→ ○瀬戸内海環境保全臨時措置法昭和48年制定

※昭和53年から「特別措置法」

○特定施設の設置及び変更に関する許可制度

○埋立についての特別な配慮

○瀬戸内海環境保全基本計画の策定

○総量規制制度

▪COD総量規制の実施(昭和55年～)

▪窒素・リンの総量規制の実施(平成14年～)

3 瀬戸内海再生のための取組

H16 新たな法整備制定を目指す取り組みを開始
瀬戸内海研究会議へ「瀬戸内海再生方策」について
調査・検討を要請(→H17 提言)

H19 瀬戸内海再生大署名運動
→ 141万人の署名
「瀬戸内海再生方策」を策定



平成19年10月25日
環境省へ要望書・署名提出

国に対する建議及び特別要望活動

H20 瀬戸内海再生のために必要な事業量調査や再生方策
に基づいた法整備の考え方を作成

瀬戸内海再生の主な方策

- 藻場・干潟等の浅場の整備及び保全による生物生息域の確保
- 底質の改善
- 海洋ごみの適正な処理ルールの確立
- 豊かな海の実現
- 環境に配慮した構造物への転換
- 住民参加の促進
- 瀬戸内海の再生に向けた調査研究体制の整備
- 里海として再生するための法整備

4 瀬戸内海の目指すべき将来像

(1)豊かな海

①高い生物生産性と生物多様性

- 水産資源が豊か、新鮮でおいしい前浜の魚を提供
- 多様な生物の生息
- 元来から生息している生物が生存し続けられる
- 太く滑らかな栄養塩の循環

②すぐれた景観・風景

- 美しい景観や心地よい風景

③文化

- 海に係わる歴史、文化、生業を感じ取ることができる

④レクリエーション

- 人々に潤いと憩いを与える
- 気軽に海に親しむことができる

⑤その他

- 一人ひとりが海的环境に配慮し、地域社会全体の価値が高められた状態が実現した場所
- 瀬戸内海の各所が、それぞれの場所で求められている状態を維持



(2)豊かな海を考える際の視点

- 漁業で生計が立てられ、産業として成り立つこと
- 行政、地域住民等、多様な主体による適切な役割分担と相互協力・連携
- 人が海に行きたいと思えること
- 地域特性の把握

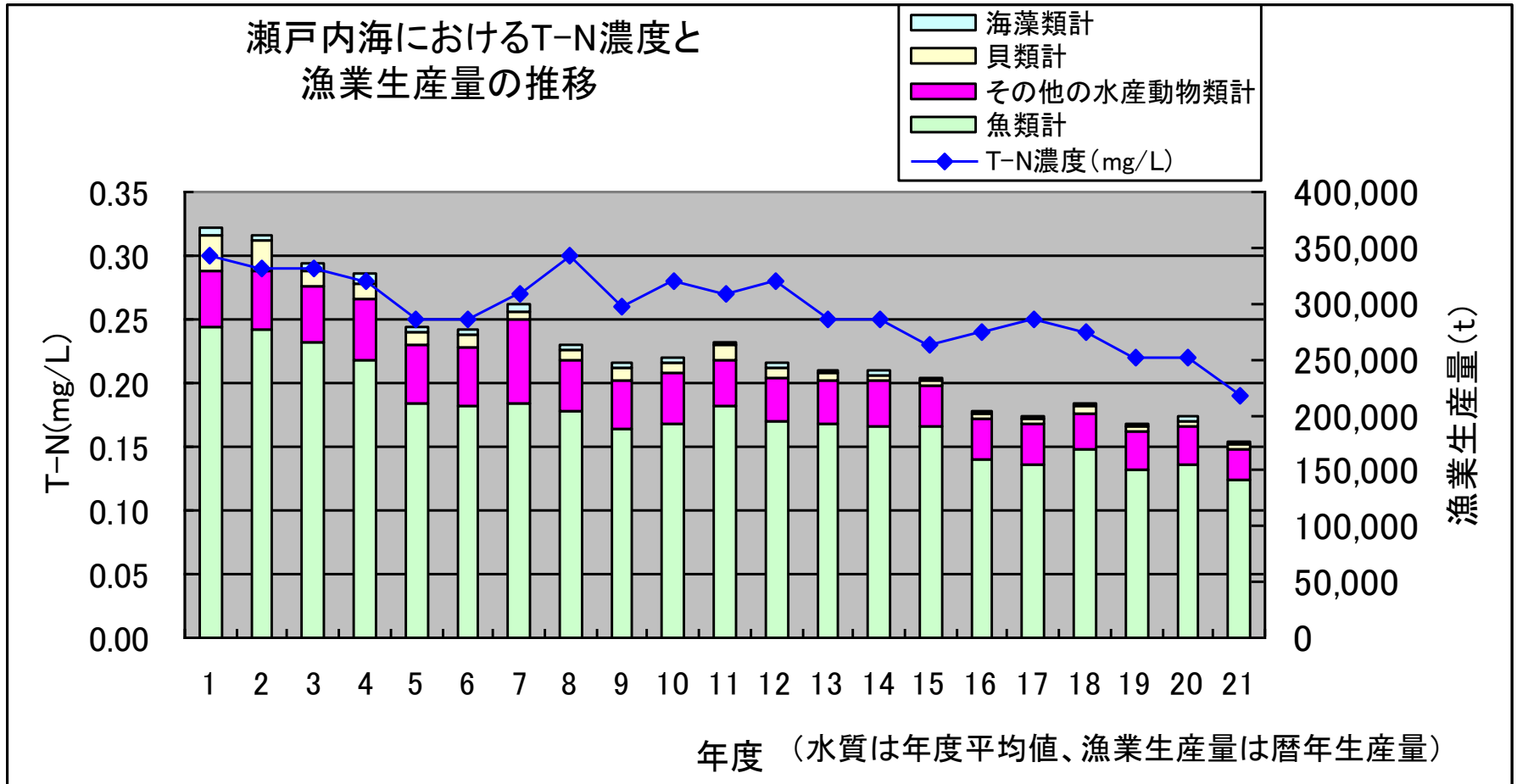


5 今後重点的に取り組むべき事項

- (1) 栄養塩の削減から適正管理への転換
- (2) 瀬戸法の許可制度の検討
- (3) 藻場、干潟等の整備及び保全
- (4) 海域ごみ対策
- (5) 河川流域を含めた対策
- (6) 調査・研究
- (7) 普及啓発



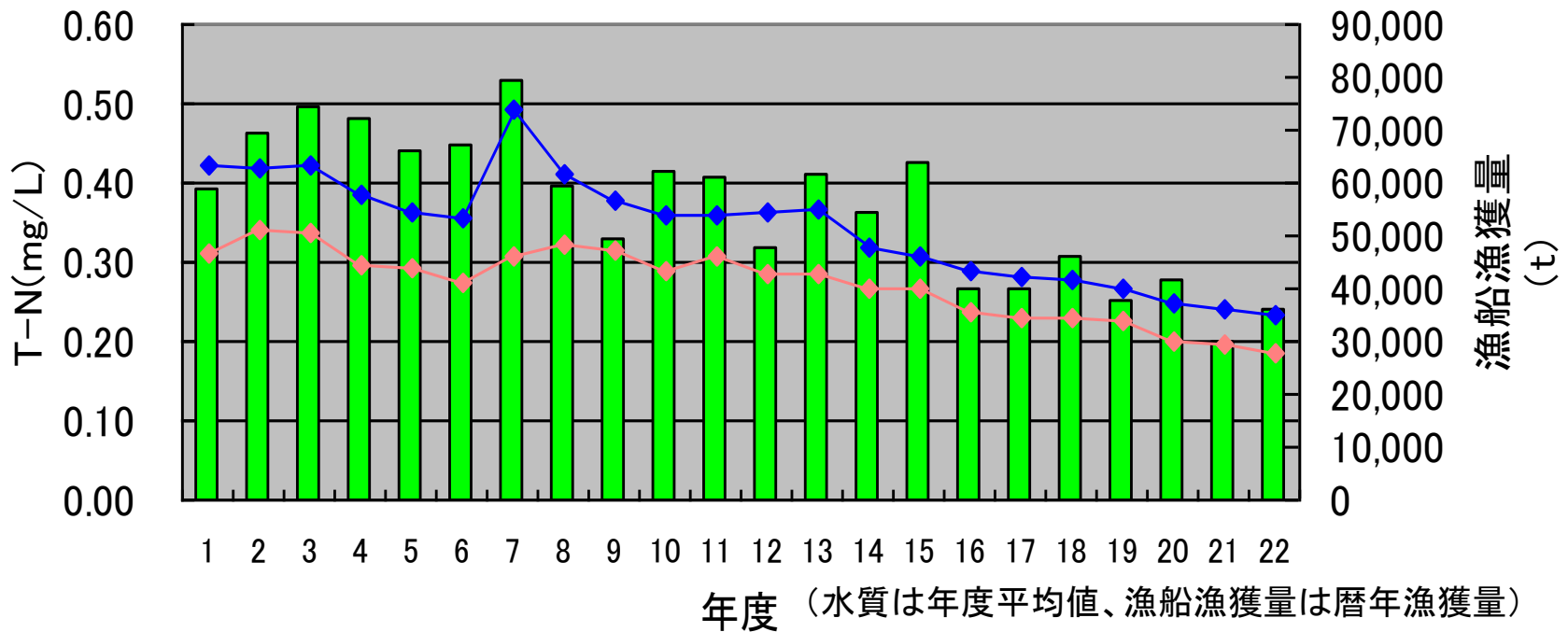
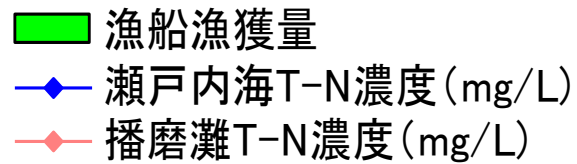
瀬戸内海における全窒素濃度(T-N)と漁業生産量



出典: T-N濃度は広域総合水質調査(環境省)
 漁業生産量は大海区都道府県支庁別漁業統計(農林水産省)

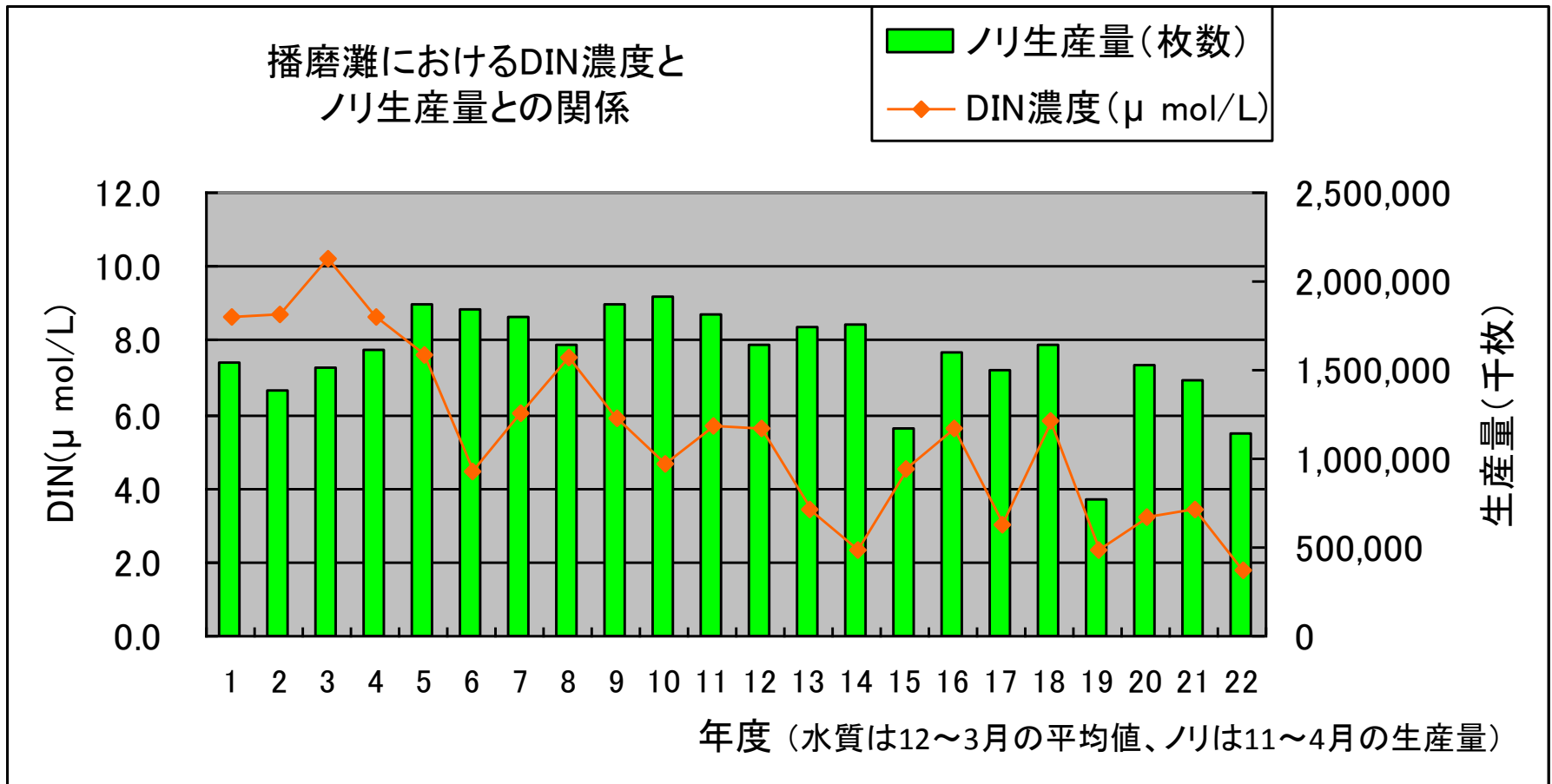
全窒素濃度(T-N)と漁船漁獲量

瀬戸内海(兵庫県)におけるT-N濃度と
漁船漁獲量との関係



出典:T-N濃度は公共用水域常時監視結果(兵庫県、政令市)
漁船漁獲量は兵庫県水産課統計資料

無機態窒素(DIN)濃度とノリ生産量



出典: DIN濃度は兵庫県浅海底船調査
ノリ生産量は兵庫県水産課資料

(1) 栄養塩の削減から適正管理への転換

① 窒素、リンの総量規制制度の見直し

(水濁法施行令第4条の2)

瀬戸内海を指定水域から除外へ

② 瀬戸法の指定物質削減指導方針

(瀬戸法第12条の4)等に係る法改正(第3章第2節関係)

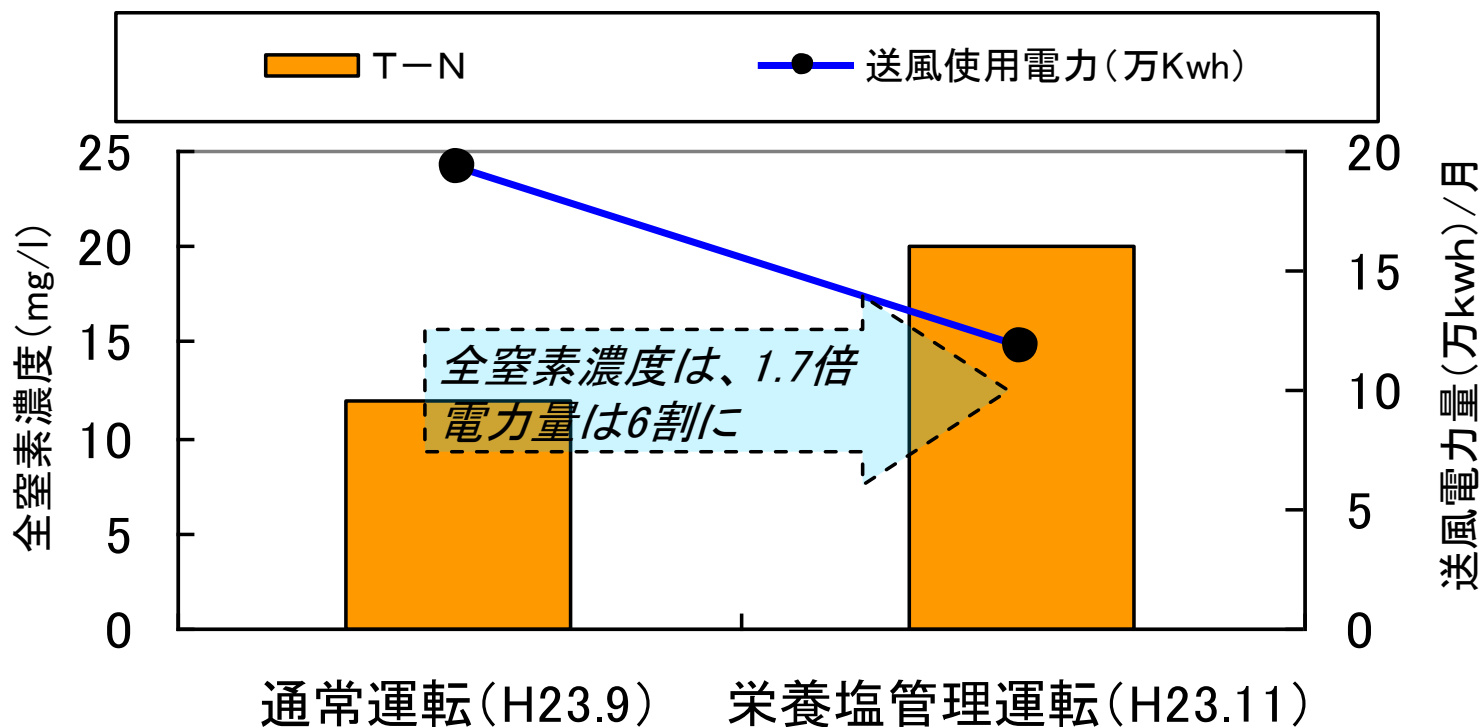
「富栄養化による被害の発生の防止」から
「栄養塩に係る健全な物質循環の確保」へ

③ 窒素・リンに係る環境基準

(環境基本法第16条、H21.4.1環告示第17号)

下限値の設定、季節別基準の設定等

下水道の栄養塩管理運転の試行



明石市二見浄化センターにおける
運転種別別全窒素濃度及び送風電力量

(2)瀬戸法の許可制度の検討(H22年度)

瀬戸法の制度を現状に相応しいものとするため、知事・市長会議で課題検討会を設置して検討し、平成22年度の検討結果を課題検討会報告書として環境省へ提出済み。

○排出水の汚染状態及び量が増加しない場合
→事前評価書の添付、告示、縦覧は不要に

○設置・変更の一括申請を認める

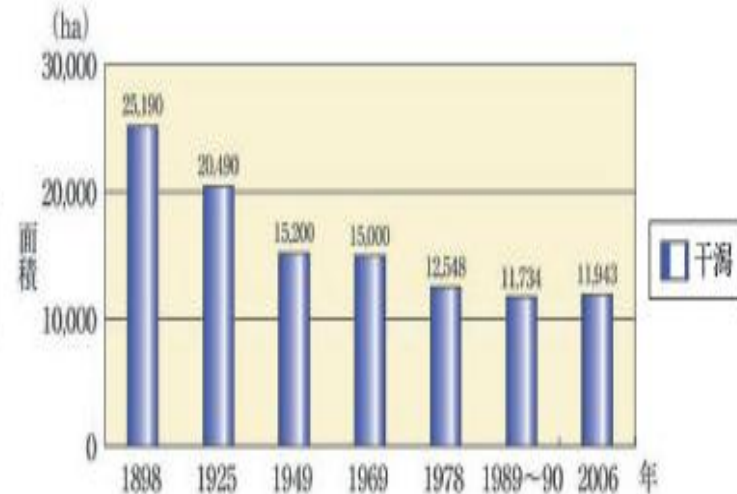
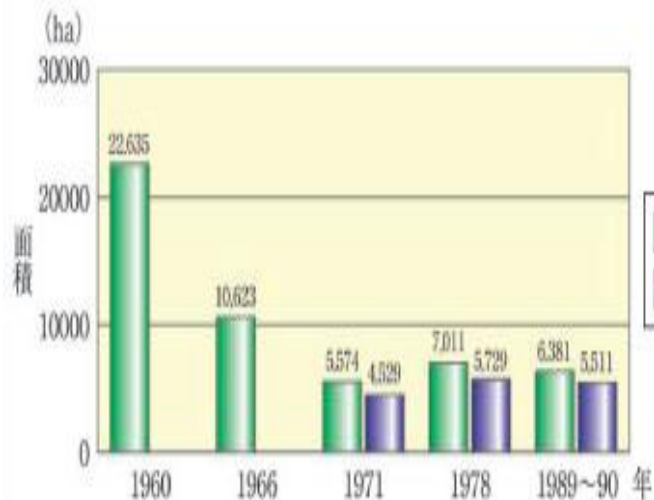
(特定施設の設置に伴う污水处理施設等の内容に変更がある場合)

(3)藻場、干潟等の整備及び保全

①藻場・干潟等の創出・再生、直立護岸及び窪地の修復事業実施

○予算措置の強化

②埋立て事業者による藻場造成等の代償措置の実施



瀬戸内海における藻場・干潟の面積の推移

(4)海洋ごみ対策

①漂着ごみ対策の課題

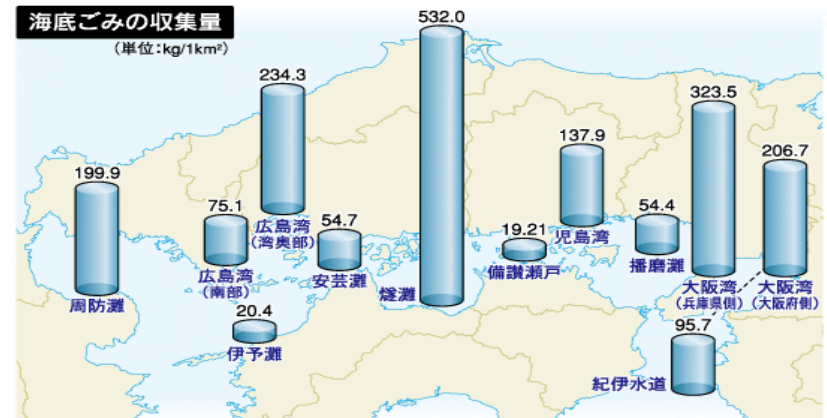
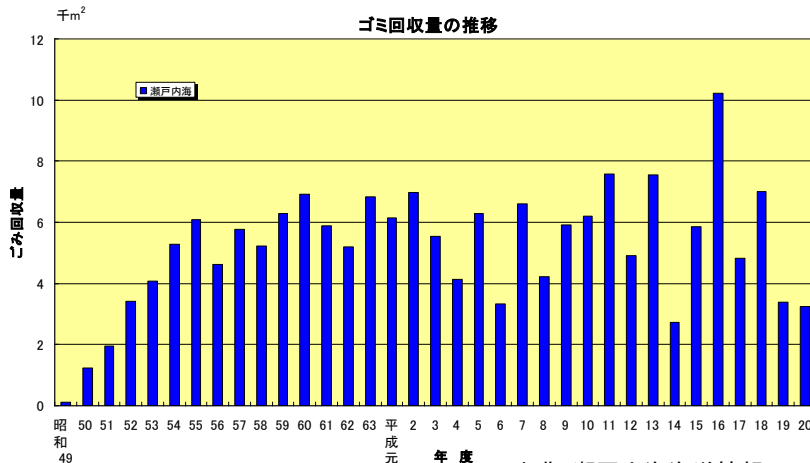
○平成24年度以降の予算措置

(平成21～23年度はグリーンニューディール基金)

②漂流、海底ごみ対策の課題

○処理責任者の明確化

○予算措置



出典: 中国四国地方環境事務所2006～08年
沿岸6県8市漁業関係者実態調査

(5)河川流域を含めた対策

- ①河川からの砂や栄養塩の供給
- ②河川を含めた良好な水質の確保
- ③ごみの流出防止
- ④その他

○沿岸関係者、流入域関係者などの多様な主体が瀬戸内海のあるべき姿を共感

○取り組むべき内容の共有、率先して実行
→その成果を共有できる仕組み作り

(6) 調査・研究

- ①物質循環、栄養塩に係る研究や生物との関連性(特に栄養塩類と水産動植物増減との因果関係)について研究



「豊かで美しい里海の再生」のための
目標を明確化

知事・市長会議では、3カ年(H23～25年)に渡って、「瀬戸内海を豊かな里海とするための栄養塩・物質循環に関する研究」について瀬戸内海研究会議に委託している。

- ②国、地方研究機関、大学等による連携の強化

(7)普及啓発

- ①教育、食、文化、遊びを通じた普及啓発活動
 - 市民の関心を高める
 - 市民の環境に対する認識の確認
 - 学校、企業との連携
 - わかり易い生物指標の開発と活用



海の目標とすべき姿の模索

- ②水質等の環境と生態系に関する調査・研究成果の結果を広く公表
 - 海の現状への正しい理解の促進

ご清聴ありがとうございました。



できるところから早急に！